

大和市告示第94号

大和市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年6月1日

大和市長 大 木 哲

大和市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業実施要綱の一部を改正する告示

大和市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業実施要綱（令和4年大和市告示第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領（令和3年11月26日付け府政経運第399号内閣府政策統括官（経済財政運営担当）通知「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業の実施について」別紙。以下「国要領」を「令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領（令和4年4月1日付け府政経運第139号内閣府政策統括官（経済財政運営担当）通知「令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業の実施について」別紙。以下「令和4年度国要領」に改める。

第2条第3号を同条第6号とし、同条第2号中「令和3年12月10日」の次に「（令和3年度給付金の支給対象でなかった世帯のうち、世帯に属する全ての者が、令和4年度分の市町村民税均等割非課税者で構成されることにより、令和4年度給付金の支給対象となる世帯の場合は令和4年6月1日）」を加え、同号を同条第5号とし、同条第1号中「国要領第2部に規定する住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」を「令和3年度給付金及び令和4年度給付金」に改め、同号を同条第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 市町村民税均等割非課税者 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税均等割（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）が非課税となる者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者をいう。

第2条に第1号及び第2号として次の2号を加える。

(1) 令和3年度給付金 令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領（令和3年11月26日付け府政経運第399号内閣府政策統括官（経済財政運営担当）通知「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業の実施について」別紙。以下「令和3年度国要領」という。）第2部に規定する住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金をいう。

(2) 令和4年度給付金 令和4年度国要領第2部に規定する住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金をいう。

第3条第2項第1号中「国要領」を「令和3年度国要領又は令和4年度国要領」に改め、同項第2号中「令和3年度」の次に「分又は令和4年度分」を加え、「（昭和25年法律第226号）」を削り、同項第3号中「以後」を「後」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 既に令和3年度給付金の支給を受けた世帯若しくは大和市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業実施要綱の一部を改正する要綱（令和4年大和市告示第94号）による改正前の大和市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業実施要綱第10条の規定により支給を受けることを辞退したとみなされた世帯又はこれらの世帯の世帯主であった者を含む世帯
第4条第1項第1号中「の市町村民税均等割（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）が非課税となる者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者」を「又は令和4年度分の市町村民税均等割非課税者」に改め、同項第2号中「令和3年1月」を「令和4年1月」に、「令和3年度」を「令和4年度分」に改める。

第5条第1項中「対象世帯」を「支給対象者」に改める。

第6条第2号中「及び」を削る。

第7条第1項中「3か月」の次に「以内で市長が定める日」を加える。

第8条中「申請等」を「書類の提出（以下「申請等」という。）」に改める。

附則第2項ただし書中「前」を「まで」に、「支給決定がされた」を「支給された」に改める。

別記中「令和3年1月」を「令和3年度分若しくは令和4年度分の市町村民税均等割非課税者に該当する場合又は令和4年1月」に、「又は所得」を「若しくは所得」に、「又は所得見込額」を「若しくは所得見込額」に、「令和3年度」を「令和4年度分」に改め、「場合」の次に「は」を加える。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。